

「消費者問題シンポジウム in 静岡」実施報告

平成 26 年 7 月 15 日
消費者委員会事務局

- 開催日時：平成 26 年 7 月 12 日（土） 13：30～16：30
- 開催場所：ALWF ロッキーセンター（静岡市葵区黒金町 5-1）
- 主催：内閣府消費者委員会、
消費者問題ネットワークしずおか
- 後援：静岡県、静岡市、静岡県弁護士会、静岡県司法書士会、
静岡市 P T A 連絡協議会
- 参加人数：120 人（関係者含む）

○内容のポイント

<プログラム>

公開シンポジウム「消費者教育の推進に向けて」

1. 開会挨拶

小澤吉徳 消費者問題ネットワークしずおか副代表

2. 基調講演「消費者委員会の活動と消費者教育」

講師：河上正二 消費者委員会委員長・東京大学大学院教授

3. 基調講演「地方における消費者教育の推進について」

講師：色川卓男 静岡大学教育学部教授・消費者問題ネットワークしずおか代表

4. パネルディスカッション

パネリスト：尾原知明 消費者庁消費者教育・地方協力課企画官

櫻井由香 静岡市生活文化局市民生活部消費生活センター

夏目智子 消費者委員会委員・全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

増田真也 静岡県司法書士会副会長

コーディネーター：宮下修一 静岡大学大学院法務研究科教授

5. 総括コメント：消費者委員会委員長 河上正二

○パネルディスカッションの概要

消費者教育について、以下を軸に討論を行った。

- ①制度の枠組みについて
- ②具体的な消費者教育をどう進めていくかについて

<パネリストからの主なコメント>

- ・消費者問題に巻き込まれていても、問題が悪化するまで放置し、被害が大きくなるケースがある。自分でどのように対応しなければならぬか解っていない消費者がいる。消費者教育が不足していると感じる。
- ・事業者側にも、従業員に対する消費者教育を通じて、消費者問題への対応を検討してもらいたい。こうした活動は結果として事業にプラスになる。
- ・静岡市の昨年実施した市民アンケート結果からは、消費者教育はやはり学校教育が重要との認識が高い。消費者教育推進校の設置を計画している。高齢者の消費者被害については、推進地区を設置し、見守り協議会を通じて出前講座を実施する計画。
- ・消費者教育推進会議、地域フォーラムの開催（6地域）、ポータルサイトの利活用、これら3つのルートを通じて、地域の声、ニーズを吸い上げ、これを消費者教育に関する施策に反映させることを考えている。
- ・教材コンテンツはポータルサイトで対応。予算面について先駆的プログラムを昨年度から取り組んできた。消費者教育の実施についてメニュー方式で行っているため、地域の特性を取り入れた消費者教育を展開していただき、その情報を全国に発信する仕組みを作っている。
- ・学校現場では色々な業務が降りてきているので、消費者教育のみを取り上げることができない、と言われる教師の方もいる。消費者教育に個別に取り組んでいる教師にお願いするほかはないような状況。
- ・現場の中での個別的な対応も大切だが、制度的なアプローチも重要。組織として広がりをもつことは大切。
- ・消費者教育の分野は非常に範囲が広く、また取り組んですぐ効果が出る性質のものではない。教育をする側はただこなしたり、形式的になりがちな所がある。関係団体で互いにチェックしあえる環境作りや情報の一元化が大切。
- ・今後の消費者教育推進の展開については、例えば、今回シンポジウムに参加された方に、まず我々のメッセージが伝わっているかが重要。参加された方には皆さんのバックボーンにメッセージを伝えていただきたい。こうした活動を積み重ねることでより深化させることが重要。
- ・推進計画を作成するにあたり、コーディネーターが一番の課題。シンポジウムに参加された皆様には是非ご協力頂きたい。
- ・消費者教育は生きていくための知恵を身に着ける場。

・世の中の動き、経済の方で規制緩和が進んでいく社会。事後規制となっていく。そこから派生する問題に対して消費者がきちんと対応できる力をつけていくとともに、他方で、規制緩和と同時に規約や業界の自主ルールなどの法律ではないガイドラインなども進むと考えられる。今日参加された方は、是非そういう議論の場に入って頂きたい。議論を交わしてよりよい社会を作って頂きたい。

<フロアからの質問・意見>

・消費者教育の推進に関する法律で、事業者・事業者団体はなぜ努力義務なのか。

消費生活は消費者と事業者との間の直接の取引が主であって、その主体である事業者がなぜ努力義務なのか。どういった経緯があるのか。

・学校教育をもっと推進できればとお話があったが、教育委員会から話があるものはすんなり入っていくが、そうでないものはなかなか受け入れられていない。消費者庁から教育委員会に働きかければもっとはやく進むのではないか。

・先駆的事業の取り組み、予算について。単年度の予算に縛られず、実質的にどういう効果があるかに着目して2～3年で考えるような予算の措置ができないか。

・30億円の基金について地方自治体を通して消費者教育に資金を提供しようという考え方は分かるが、地方で一生懸命、消費者教育を推進している消費者団体の直接補助や支援といったことも考えて頂きたい。

・消費者教育推進地域協議会の設置の要望を各地区の自治体に提出した。これだけ消費者被害がある中ではあるが、財政の問題や、努力規定ということもあり設置が進んでいない。県にも働きかけたが、主体は、市・町ですとの回答。地域推進協議会についても、努力義務ではなく、福祉事務所がある自治体については設置するよう指導をしてほしい。

また、財政的な問題は活性化基金があるが、非常に使いづらい。利用しやすくして欲しい。

<河上委員長の総括コメント>

・消費者教育は、息の長い活動で、一朝一夕にできるものではない。

・消費者教育に関心のある方が集まりやすい環境や関係者が集まるこうしたフォーラムの場を整備するのは、行政の役割であり、これは重要。(内容を押し付けるものではない。)

・事業者団体が消費者目線でものを考えること、また、従業員に消費者教育を実施することは重要。

・消費者教育に関心を持ってもらえる場を根気よく作る。そこで何を教えるかということを一生涯皆で考える。そういう作業を繰り返していくと、社会は大きく変化していく。

・今回のシンポジウムに来られた方には、消費者教育の担い手として、消費者教育の輪を広げていただくことを期待。

※また、河上委員長は、7月11日に静岡県の高副知事を表敬訪問した後、静岡市の秋山市民生活部長と懇談し、静岡県中部県民生活センターを視察した。(以上)